

基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	現行基本計画の該当項目
賃金構造基本統計調査の改善	該当なし
これまでの統計委員会の意見	<p>＜平成27年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（平成29年3月31日）＞</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 本調査に係る標本設計に関する詳細な情報は、本統計が正しく理解された上で、適切に利用されるために有用な情報であることから、現在公表されていない各層の抽出率や標本規模について、ウェブサイト上に掲載するなど、統計利用者への提供についてさらに進めていくことが必要である（可能なものから順次実施）。 (2) 労働者数の推計については、集計値に与える影響等を検証した上で、回収率を考慮した推計方法に変更する必要がある（統計委員会への諮問時期までに結論）。 (3) 企業規模別、産業別などの回収率の提供について検討が必要である（平成29年度から検討）。 (4) 本統計と他の賃金統計（毎月勤労統計）との比較により、本統計の特徴を明らかにし、その特徴を統計利用者に提供していく必要がある。また、より正確な統計間の比較を行うため、各統計の調査対象範囲を揃えて比較する必要がある。（可能なものから順次実施） (5) 本統計は構造統計であり、毎月勤労統計は動態統計であるので、こうした役割等の違いを統計利用者に提供していく必要がある（順次実施）。 (6) 今後も様々な方法を活用して回収率の向上に努める必要がある（継続実施）。 (7) 調査方法を見直し、オンライン調査や郵送調査の実施、さらには本社一括調査などの調査の効率化について検討が必要である。その際には、電子媒体を含めた電子的なデータでの報告も可能とすることについて検討が必要である（統計委員会への諮問時期までに結論）。 (8) 本調査の調査対象職種や学歴区分については、調査票の記入が適切に行えるか等を検証しつつ、利用者ニーズ等を踏まえて見直しを進める必要がある。今後も社会情勢、利用者ニーズ等を踏まえ、調査事項の見直しを随時行う必要がある。（継続実施） (9) 単月（6月分）の調査事項の調査対象期間を年や四半期に変更することについては、本調査の目的に鑑みると、多くの課題があることから、慎重に検討する必要がある（平成29年度から検討）。 (10) 調査の大幅な見直しを行った場合には、調査結果の検証を行い、その結果を統計利用者に提供する必要がある（次回見直し時から実施）。 (11) 利用者ニーズ等を踏まえ、新たな分布表についてオーダーメイド集計や本調査の結果表での提供、さらに調査の効率化による公表の更なる早期化について検討する必要がある（継続実施）。 (12) 匿名データについては、政府全体での検討状況を踏まえつつ、まずは匿名化が可能な個人票から提供することについて検討する必要がある（平成29年度から検討）。

各種研究会等での指摘	
担当府省の取組状況の概要	<p>1 調査情報の提供（上記（1）、（3）、（4）、（5）及び（10））</p> <p>（1）（標本設計に関する詳細な情報）及び（3）（企業規模別、産業別等の回収率）については、産業、事業所規模別の母集団事業所数、標本事業所数、回収率等の情報を厚生労働省ウェブサイトにて掲載すべく準備中（平成29年度中の早期に実施）。</p> <p>（4）（本統計と毎月勤労統計の比較）については、平成29年度中に比較方法に関する技術的な検討を行う（外部有識者のご意見を伺うことも検討）。その結果を踏まえ、試算等を実施。</p> <p>（5）（本統計（構造統計）と毎月勤労統計（動態統計）との役割の違いの統計利用者への提供）については、平成29年度中に厚生労働省ウェブサイトにて提供を開始する予定。（4）の結果を踏まえ、更に充実を検討。</p> <p>（10）（調査の大幅な見直しを行った場合は、調査結果の検証を行い、その結果を統計利用者へ提供）については、今後の調査の見直し時に実施。</p> <p>2 調査事項、推計方法及び調査方法の見直し（上記（2）、（6）、（7）及び（8））</p> <p>「厚生労働統計の整備に関する検討会」の下に「賃金構造基本統計調査の改善に関するワーキンググループ」を設置し、平成32年調査に向けて、回収率を考慮した労働者数の推計、調査の効率化に向けた調査方法の見直し、調査対象職種や学歴区分の見直し等の検討を進め、平成30年度までに結論を得る予定。調査方法の変更に併せて、回収率の向上策を検討。併せて、見直しによる影響を把握し、見直しによる予期せぬ統計の品質低下等を回避するため、試験調査の実施を検討。</p> <p>3 公表・集計事項の見直し（上記（11））</p> <p>平成29年度からオーダーメイド集計において、分布表の提供が充実できるよう（独）統計センターと調整中。</p> <p>また、上記2の調査事項の変更に併せて集計事項の見直しを検討。</p> <p>4 匿名データの提供（上記（12））</p> <p>統計委員会等における政府全体での検討状況を踏まえ、厚生労働省の「統計データ二次的利用検討会」において今後検討予定。</p>
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 標本設計に関する詳細な情報及び企業規模別、産業別等の回収率の提供については、平成29年度中の早期にウェブサイトに掲載する予定であることから、その対応状況を確認した上で、対応済みとしてはどうか（確認を行うまでは、「P」の扱い）。（上記（1）及び（3）） ○ 賃金構造基本統計と毎月勤労統計の比較については、平成29年度中に比較方法に関する技術的な検討を行うこととしているが、引き続き統計利用者へ情報提供する取組を行っていく必要があるのではないか。（上記（4）） ○ 賃金構造基本統計（構造統計）と毎月勤労統計（動態統計）との役割の違いについては、平成29年度中にウェブサイトにて情報提供開始予定

	<p>であることから、その対応状況を確認した上で、対応済みとしてはどうか（確認を行うまでは、「P」の扱い）。（上記（5））</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 単月（6月分）の調査事項の調査対象期間を年や四半期に変更することについては、多くの課題があり、慎重な検討が求められる長期的な検討課題であることから、次期基本計画期間中には着手できないことも想定される。このため、次期基本計画の課題として盛り込むことは困難ではないか。（上記（9）） ○ 調査の大幅な見直しを行った場合の調査結果の検証・提供については、今後の調査の見直し時に実施する必要があるのではないか。（上記（10）） ○ 新たな分布表のオーダーメイド集計での提供については、平成29年度から提供を開始できるよう（独）統計センターと調整中となっており、その対応状況を確認した上で、対応済みとしてはどうか（確認を行うまでは、「P」の扱い。）また、調査の効率化による公表の更なる早期化を検討する必要があるのではないか。（上記（11）） ○ 匿名データの提供については、政府全体での検討状況を踏まえ、厚生労働省の統計データ二次的利用検討会において今後検討予定としており、引き続き匿名化が可能な個人票から提供することを検討する必要があるのではないか。（上記（12）） ○ 平成27年度統計法施行状況に関する審議結果において示された課題については、平成32年調査において対応する予定となっており、引き続き実施に向けた対応を促進する必要があるのではないか。（上記（2）、（6）、（7）及び（8）） <p><基本的な考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働省は、本統計と毎月勤労統計の比較により本統計の特徴を明らかにし、その特徴を統計利用者に情報提供する取組を推進するため、比較方法に関する技術的な検討及び検討結果を踏まえた試算等を、平成30年度から順次実施する。（上記（4）） ○ 厚生労働省は、匿名データの提供について、政府全体での検討状況も踏まえ、引き続き匿名化が可能な個人票からの提供を検討する。（上記（12）） ○ 厚生労働省は、①回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更、②調査の効率化に向けた調査方法の見直し及び公表の更なる早期化、③回収率の向上策、④調査対象職種や学歴区分の見直し等について、試験調査の実施等により見直しの影響を検証しつつ検討を進め、平成32年調査の企画時期までに結論を得る。（上記（2）、（6）、（7）、（8）及び（11））
備考（留意点等）	

賃金構造基本統計調査の概要

調査の目的

主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等の労働者の属性別に明らかにすること。

調査の概要

調査の沿革

➤ 昭和23年から毎年実施。

調査期日

➤ 7月（調査対象時期は実施年の6月（特別給与額は前年1年間））

調査範囲 及び 報告者数

- 調査範囲
16大産業に属する5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所(5～9人の事業所については企業規模が5～9人の事業所に限る。)及び10人以上の常用労働者を雇用する公営事業所
- 報告者数
約**78,000事業所**、労働者約168万人
(母集団：約143万事業所、4,300万人)

調査事項

- 事業所に関する事項
事業所の属性、新規学卒者の初任給与額及び採用人員
- 労働者に関する事項
労働者の性、雇用形態、就業形態、学歴、年齢、勤続年数、労働者の種類、役職又は職種、経験年数、実労働日数、所定内実労働時間数、超過実労働時間数、きまって支給する現金給与額、超過労働給与額、調査前年1年間の賞与、期末手当等特別給与額

調査組織

➤ 厚生労働省 — 都道府県労働局 — 労働基準監督署 — 統計調査員 — 報告者

調査方法

➤ 上記組織を通じて調査票を配布し、報告者の記入した調査票を回収する。（実地自計調査）

結果公表

➤ 初任給については調査実施年の11月、その他の事項については調査実施年の翌年2月に公表